

別表第1（第5条関係）

利用調整基準			申込日			年	月	日
児童氏名		生年月日	令和 年 月 日（ 歳児）			受付番号		
保護者氏名		住所						
利用を希望する施設・事業所	金武こども園（ ） 杉の子幼児学園（ ） みつばこども園（ ） 金のほし（ ） 並里こども園（ ） 嘉芸こども園（ ） はまだ保育園（ ） 金武こどもみらい園（ ） ららくる屋嘉保育園（ ） すぎのこ小規模保育園（ ）							

ア 家庭において必要な保育を受けることが困難である事由に係る項目											
就労		就労日数		父	母	就労時間(休憩時間含む)		父	母	父	母
		月 24 日以上(週 6 日程度)		5	5	1 日 8 時間以上		5	5		
		月 20～23 日(週 5 日程度)		4	4	1 日 6 時間以上 8 時間未満		4	4		
		月 16～19 日(週 4 日程度)		3	3	1 日 4 時間以上 6 時間未満		3	3		
		月 16 日未満(週 3 日程度)		2	2	1 日 4 時間未満		2	2		
妊娠・出産		妊娠中又は出産後 8 週間以内（出産予定日：令和 年 月 日）									8
疾病・障害等	入院等	疾病・負傷等により 1 か月以上入院している又は障害・難病等により常時病臥している								10	10
		病気療養	精神疾患・感染症罹患等により長期療養中である								9
	疾病・負傷等による療養中である（1 か月以上の加療・安静を要するもの）								8	8	
	比較的軽度な疾病・障害のために定期的通院が必要である								4	4	
	障害	身体障害者手帳 1・2 級、精神保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2・B1 等								10	10
		身体障害者手帳 3 級、精神保健福祉手帳 3 級、療育手帳 B2 等								7	7
		身体障害者手帳 4 級等								5	5
介護・看護		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護・看護している								10	10
		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）の介護・看護に常時協力している								7	7
		障害児の看護又は通院・通学・通園等の介助を行っている								8	8
		同居の親族の介護・看護を行っている（上記以外の場合）								6	6
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害で被災した家屋等の復旧に当たっている								10	10
求職活動等	求職活動	求職活動を継続的に行っている（職業安定所による証明等が必要。最長 3 か月）								3	3
	起業準備	起業準備を継続的に行っている（起業計画書等により確認できること。最長 3 カ月）								3	3
就学・職業訓練		週 5 日以上就学している又は職業訓練を受けている（1 週間当たり 24 時間以上）								8	8
		週 3～4 日程度就学している又は職業訓練を受けている（1 週間当たり 24 時間未満）								7	7
児童虐待等	児童虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある								10	10
	DV	配偶者からの暴力を受けている								10	10
その他		児童と同居していない								10	10

		アの合計①			
イ 家庭において必要な保育を受けることが困難である事由に係る加算・減算					
保護者の状況	主として生計を維持する保護者が失業し、就労の必要性が高い			6	6
	町内の保育所等又は放課後児童クラブで保育士等又は放課後児童支援員として就労する			5	5
	育児休業を終了し、復職する（復職予定日：令和 年 月 日）			4	4
	就労又は就学の場所が2 か所以上あり、アの就労等の時間に含めていない			2	2
	主な就労場所が自宅である			-2	-2
	自営業者等（家族従業者を除く。）で、事業等による収入があることが確認できない			-4	-4
	希望する施設・事業所に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる			-30	-30
		イの合計②			

ウ その他の優先利用に係る加算									
児童の状況	虐待又は DV のおそれがあり、社会的養護が必要な児童							50	
	里親に委託されている児童							10	
	地域型保育事業の卒園児童							10	
	町内の保育所等を利用する児童の弟妹であって、兄弟と同一の保育所等の利用を希望する児童							10	
	障害児							8	
世帯の状況	ひとり親世帯							10	
	多子世帯（小学校就学前の児童が 3 人以上）							5	
その他		町長が別に定める事由に該当する場合							
ウの合計③									
調整指数（①+②+③）									

決裁	課長	補佐	係長	係	認定区分	調整結果	備考
					☐ 教育標準時間認定 ☐ 保育標準時間認定 ☐ 保育短時間認定	☐ 利用決定 （園名： ） ☐ 利用保留	